

講義④

「公共図書館の多文化サービス」

講師：日本図書館協会多文化委員会
前委員長 平田 泰子

1 はじめに

法務省入国管理局の統計によると、日本に住む外国人は2016年末238万人を超えた。国籍別の統計には現れてこない外国にルーツをもつ人々を含めれば、その数字はさらに多い。こうしたグローバル社会がすすむ一方で、世界的に排外主義・孤立主義の動きも同じく加速している。地域社会のなかで多様な人々が共生していくために、図書館の多文化サービスはどのような意義をもち、どう進めていくかを考える。

2 多文化サービスの意義

多文化サービスには「あらゆる種類の図書館利用者に対するサービスの提供とこれまで十分なサービスを受けてこなかった文化的・言語的集団を特に対象とした図書館サービスの提供という両面」があり「マイノリティ、保護を求め人、難民、短期滞在許可資格の住民、移住労働者、先住民コミュニティに対しては特別な配慮が必要」である（「IFLA/UNESCO 多文化図書館宣言」）。

多文化サービスを提供する理由として、すべての人に平等なサービスと情報アクセスを保証する、それぞれの文化の尊重、情報の共有による人々の出会いと社会参加、などが挙げられる。そして、多文化サービス提供の根拠は、国際人権規約、地方自治法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などの規約・法律に見ることができる。

3 多文化サービスの課題

2015年に実施した「多文化サービス実態調査」から見てきたことは、多言語図書の新蔵や多言語利用案内の設置など進展した部分がある一方、外国人ニーズの把握、職員の外国語対応能力、PR、外国語図書整理システムなどの課題が相変わらず存在していることである。

4 課題に対しての方策

・多文化サービスはまず、地域の多文化コミュニ

ティの実情とニーズを把握することから始まる。地域に住む外国人の数・出身国・生活環境（利用する商店や料理店、集会所など）・情報環境（エスニックメディアやインターネット・SNSなど）を調査する必要がある。

- ・多言語での対応は難しいが、やさしい日本語を用いたり、多言語指差しシートを準備したりしておくことで、対応することも可能である。
- ・資料目録作成には無料で使えるデータベース（NDLサーチやWorldCatなど）を活用するやり方がある。
- ・多言語資料の収集には、『多文化サービス入門』の書店リストが参考になる。
- ・Youtubeで視聴できる多言語絵本の音読データなどもあり、インターネット上の有用な情報を活用していく方法もある。
- ・全ての図書館が均一に多文化サービスを行うことは予算や人員などの点で無理がある上に、非効率でもある。相互貸借などによる他館との協力や国際交流協会・行政他部署等他機関との連携が不可欠となってくる。

5 まとめ

図書館には情報・学習・文化のセンターとして多言語による情報提供や海外にルーツをもつ児童生徒への学習支援、住民同士の交流を支援するなど重要な役割がある。このサービスを例外的なサービスではなく、「当たり前に行われるサービス」として位置付けることが大切である。



▲講義④